

「近隣ガス事業者との災害時相互支援協力協定」の

締結について

習志野市企業局及び近隣の京葉ガス株式会社、大多喜ガス株式会社の供給区域における災害及び事故発生時の協力体制の強化を図るため、三者において「近隣ガス事業者との災害時相互支援協力協定」を締結いたしましたので、お知らせいたします。

この協定により、大規模マンション・工場等の供給支障事故など単独事業者だけでは対応が難しい場合は、即座に近隣ガス事業者へ救援を要請することにより、二次災害の防止及び迅速な復旧対応が図られるものです。

1. 協定の名称 近隣ガス事業者との災害時相互支援協力協定

2. 協定締結先 京葉ガス株式会社、大多喜ガス株式会社

3. 協定の主な内容

災害時における

(1) 従業員や協力会社等の支援要員の派遣

(2) 資機材の相互融通

4. 協定締結の経緯

災害時には、日本ガス協会「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」及び房総ガス協議会「地震・洪水等非常事態における救援措置基準」に基づき救援体制が確立されております。

本協定は、これら要綱及び基準に基づく救援体制が確立されるまでの期間における対応や被災事業者単独での対応が難しいケースの場合にも対応し得るよう、近隣のガス事業者同士で協力協定の協議を進めてきたものです。

災害及び事故発生時は早急な応急復旧が必要であり、本市を含めた三者においても有効な協定であることから、本協定の締結に至りました。これにより、更なる保安の強化が図られます。

5. 協定締結日 平成30年8月21日

問合せ：習志野市企業局工務部工務管理課 担当者 ますだ 増田 ふみはる 史治

電話番号047-475-3321